

---

# 平成28年 第1回定例会

## 一般質問 田島和雄議員

平成28年 2月26日

---

### ▶質問

皆様、おはようございます。大田区議会公明党の田島和雄でございます。日ごろ区民の皆様からいただいたお声をもとに質問させていただきますので、理事者におかれましては、明快なる答弁をお願い申し上げます。

私は、小学生、中学生の子を持つ親でもあり、学校の安全に関心を持つ一人です。東日本大震災から間もなく5年を迎えますが、地震や台風、火災などの災害と常に隣り合わせであるほか、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故の多発、さらには、不審者があらわれたとの情報も区民安全・安心メールで頻繁に配信されるなど、治安や子どもの安全に関して不安を抱いているのは私だけではなく、多くの区民からもお声を頂戴いたします。学校安全に関して本区においては、東京都教育委員会が定めた安全教育プログラムを指針として安全教育を進めていると伺っておりますが、同プログラムがどのような内容なのか、また、同プログラムに基づいて推進した安全教育によって得られた成果をお聞かせください。

さて、先ごろ私は、台東区立金竜小学校を視察してまいりました。その小学校では、I S S、インターナショナルセーフスクールと、S P S、セーフティプロモーションスクールという活動に取り組んでおられました。I S S、インターナショナルセーフスクールとは、WHO地域安全推進協働センターが創設し推進する学校の外傷予防を目的とした国際認証活動です。七つの指標に基づいた安全推進の取り組みを地域と連携して継続的に取り組む学校をI S Sとして認証し、世界的なネットワークで成果を共有して、お互いに高め合っていこうとする制度です。しかし、このI S Sは国際認証であるため、かなりの手間とコストがかかることから、日本において4校しか認証されておらず、広がりには欠けています。

一方、S P S、セーフティプロモーションスクールは、児童8人が犠牲となった痛ましい附属池田小学校事件を教訓に、先駆的な取り組みを続ける大阪教育大学が平成26年

10月に創設いたしました。I S Sの考え方、進め方を参考に、地震や台風、火災などの災害が多く、児童だけで登校する日本の学校現場の実情を考慮し、外傷予防だけでなく、災害対策、交通安全を含めた包括的な安全推進を目的として構築された取り組みです。金竜小学校ほか2校が平成27年3月に第1号として認証されて以来、現在、全国の18の幼稚園や小中学校が認証を目指すなど、I S SよりもS P Sの取り組みのほうが全国的に広がっています。

S P Sでは、研修を受けた学校安全コーディネーターを学校に派遣し、教職員や児童・生徒、保護者の代表らでつくる学校安全委員会を設置いたします。犯罪やいじめ対策などの生活安全のほか、災害安全、交通安全の3分野で目標や計画をつくり、活動結果を分析して安全対策を改善し、学校関係者と情報を共有しながら進めていくものです。S P Sの特徴は実践的な訓練に重きを置いていることです。金竜小学校では、実際の訓練の際に撮影した映像を拝見しましたが、児童の動きの素早さに衝撃を受けました。私は前職の警備会社で不審者対応、災害対応を幾度も訓練いたしました。いざというときでも体が自然と動くようにするため、訓練は大変重要です。金竜小学校では、毎年4月3日を金竜安全の日として、1日かけて全職員で危機管理マニュアル研修、普通救命講習、不審者対応訓練、避難所開設訓練、校内一斉安全点検を行っているとのことでした。全職員を対象とするのは、子どもたちを守るのは大人たちであり、万一の場合の対応は、正規、臨時という雇用形態や教職員、調理職員という職種の違いは関係ないという理由からだそうです。

お伺いいたします。本区における各種訓練を実施する際、訓練に携わる職員の対象をどこまでとしているかをお聞かせください。

また、本区では、危機管理マニュアル研修等の研修や、マニュアルに基づく訓練をどのように実施しているのか、マニュアルや訓練の内容、方法などに関して改善する仕組みはとられているのか、区内の教職員や地域、警察、消防などの関係諸機関で共有する仕組みがあるのかについてもお聞かせください。

金竜小学校では、S P Sの取り組みを始めてから、児童・生徒のけががかなり減少し、それに伴って保護者への対応なども減り、世界一忙しいと言われる教職員の負担の軽減にもつながる明確な成果を上げているとのことでした。

S P Sの特徴の2点目は、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援ボランティア、児童相談所、警察、消防が連携し、言うなればチーム学校として地域社会を挙げて子どもの安全確保を目指すことです。S P S認証の意義は、単に認証を受けることが目的ではなく、大人が子どもを守ることを誓うと地域に宣言す

ることを意味し、それによって地域の意識も変わり、誓ったからには学校安全に関して、継続的に取り組まざるを得なくなると金竜小学校の先生がおっしゃっていたのが印象的でした。

S P Sは、国会でも取り上げられました。平成27年3月の衆議院予算特別委員会において、公明党の浮島とも子衆議院議員がS P Sについて質問したところ、安倍総理大臣は、大変先進的な取り組みである、下村文部科学大臣も、こうした取り組みを積極的に普及していくと答弁しております。それを受け、現在開会中の第190回通常国会で審議中の平成28年度予算案の中に、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業として、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考に、地域の学校安全関係者、関係機関及び団体との連携・協力として予算が生まれ、S P Sを全国的に進めようとしております。

金竜小学校の訓練の様様をおさめた動画も借りることができることですので、本区においても校長会などの会議や先生方の研修会にS P Sの取り組みを紹介されたいかがかと思いますが、今後の子どもの安全確保に関する取り組みとあわせて見解をお聞かせください。

もし、学校側からの認証の希望が出れば、その学校をモデル校と位置づけて対応していただきたいと思えます。本区では、これまで通学路防犯カメラ設置事業や避難所体験宿泊教室、スケアードストレート方式による交通安全教室など、安全に関してハードとソフト、両面にわたる多角的な取り組みを進めていることを高く評価いたします。ぜひ、本区は子どもの安全先進区であると宣言し、区を挙げて子どもの安全確保の体制をさらに整備し、地域とともに子どもの命を守るとの強い覚悟を示すべきではないかと考えます。

さて、学校安全に関連して、放課後子ども教室の災害対応についてお伺いいたします。放課後子ども教室の多くは民間事業者に運営を業務委託しておりますが、万一、災害等が発生した場合、子どもたちの安全を確保できるのか不安に思っている区民もいらっしゃいます。万一の際の対応について、どのような体制となっているのか、学校との連携はどのようになっているのかをお聞かせください。万一の際の対応を決して事業者任せにはしないよう、今後とも指導をお願いいたします。次に、奨学金制度についてお伺いいたします。

私も東京都育英奨学金を利用して一人です。そのおかげで大学に通うことができましたが、お借りした奨学金も、20年かけて、おととしやっとなり返還し終わり、本当の意味で大学を卒業することができました。次代を担う青年への支援として、奨学金制度は

重要であると認識し、公明党は給付型奨学金制度や所得連動返還型奨学金制度の導入を提唱しております。

さて、本区における奨学金制度は、周辺の自治体と比べても奨学生が多く大規模であること、返還期間を20年として、1回当たりの返還金額の低減に寄与していること、国が検討している所得連動返還型奨学金制度ですが、本区では既に、所得に応じた1回当たりの返還金額を奨学生と相談して決定していることなどを高く評価いたします。

奨学金を申し込む際の提出書類について質問いたします。奨学金を申し込む際、願書のほか、推薦状、成績証明書、住民票、所得を証明する書類、連帯保証人の住民票、連帯保証人の所得を証明する書類と7種類もの書類と提出しなければなりません。申し込む側にとっては、なぜ同じ役所なのに別々の窓口に出向いて書類を発行してもらって提出しなければならないのかという思いがあります。

そこで、このたび導入されたマイナンバーを活用してはいかがでしょうか。マイナンバーのメリットとして、行政機関へ提出する書類が従来よりも少なくなり負担が軽減する国民の利便性の向上、地方公共団体などで様々な個人情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減される行政の効率化などがうたわれております。まさに、マイナンバーを活用して奨学金申請に係る提出書類の削減に取り組むべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

続いて、奨学金返還の延滞についてお伺いいたします。大田区奨学金貸付条例第8条で貸し付けを受けた奨学金の返還期間を20年以内と定めるとともに、同条例第14条で延滞金について返還期間満了の日または返還期限の日の翌日から年10.95%の割合で計算する延滞金を加算して徴収すると定めております。延滞金の利率が年10.95%というのは、現在の超低金利時代にあってもあまりにも高過ぎるのではないかと、利率をもっと下げる必要があるのではないかとと思いますが、この点について見解をお聞かせください。

奨学金は、20年間無利子で貸し付けるなど福祉的色彩が濃く、民間融資とは違い、滞納の取り扱いが慎重を期すべきものです。私は、滞納する方には2通りあると思います。返したくても返せない方と、返せるのに返さない方です。返したくても返せない方は、返せない様々な事情があるかと思いますが、同条例第11条には「区長は、奨学生であった者で、進学、死亡、心身の故障その他特別の理由によって奨学金の返還が困難となった者について、返還を猶予し、又は減免することができる。」と定めております。奨学生の状況を正確に把握した上で、奨学生に丁寧に寄り添って、この規定を弾力的に運用していただきたいと思います。見解をお聞かせください。

問題は、返せるのに返さない方にどう返還してもらうかです。奨学金の原資は申すま

でもなく区民の税金ですが、返還金が次の奨学生の貸付金にもなります。若者支援として重要な奨学金制度を維持していくためには、奨学生が貸し付けを受けた奨学金をしつかりと返還する仕組みづくりと、滞納者に対する収納対策を進めていくことが重要です。同条例第8条と第14条によると、延滞金は20年後からしか発生しないように読み取れます。延滞金を課すことには、返還者に対して返還期日に返還するよう促す観点と、期日どおりに返還している者との公平性の観点があります。返還期日を守っても守らなくても返還金額が同じであるというのは、まじめにきちんと返還している者にとって不公平です。滞納防止と公平性の確保の観点から、延滞金を20年後からではなく、もっと早い段階から課すべきであると思いますが、見解をお聞かせください。

現在、滞納が累積して長期間滞納する者に対して、弁護士に委託しての収納対策を進めていると伺っております。弁護士対応のほかに、累積長期滞納者を今後増やさないためには、滞納初期の早いタイミングでの電話による返還督促を強化すべきと考えます。タイミングを外さず迅速に対応することが、結果として累積長期滞納を防ぐことにつながります。だからといって、職員の定数が決められている中で、職員の負担が重くなることは避けなければなりません。

そこで提案ですが、民間委託を検討してはいかがでしょうか。既に本区では住民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納者に対する納付勧奨を民間に委託しております。その対象を奨学金の滞納者にも拡大し、現在の民間事業者と締結している契約に付随する形で契約を結んではいかがでしょうか。督促の電話対応を民間委託して効果があることは本区でも既に実証済みです。職員が督促電話をかける平日の昼間は滞納者が不在でなかなか連絡がとれず、効率的に進まないのが実情と思われまます。民間委託をすれば、夜間や土日祝日も対応することができます。奨学金滞納者への督促を民間委託することについて見解をお示しくください。

奨学生に奨学金を返還していただくには、返還金が次の奨学生の貸付金になることを強調し、返還する意識づけをすることも重要と考えます。そこで、例えば、貸し付けが終了し、区と奨学生が相談して返還計画を作成する際、奨学生本人に対する面談も効果的ではないでしょうか。面談、またはそれにかわる返還の意識づけの方策についてお聞かせください。希望ある若者がこれからの人生を豊かに充実させ、さらに、希望が持てるように、奨学金制度の維持と給付型奨学金を含めた奨学金制度の充実を求めまして、次の質問に移ります。

次に、ものづくり支援についてお伺いたします。

本区では昨年、平成27年10月から新たに研究開発企業等拠点整備助成事業をスター

トさせました。同事業は、高付加価値を生み出す研究開発施設や生産設備を持たず、研究開発に特化したファブレス企業、ものづくり企業をサポートする設計・デザイン等の企業の立地を支援することで、区内ものづくり企業への波及的な効果を生み出すことを目指すと伺っております。同事業は新たな企業を単に誘致するのではなく、区内の企業に影響力のより大きい企業を誘致し、区内のものづくり企業を維持発展していく目的であると認識しております。同事業の取り組みは、今後重要性が増していくと思われま。同事業の実績と今後の展開についてお聞かせください。

さて、大田区は産業集積の維持や操業環境改善等の目的のため、30ユニット以上の大規模工場アパートを3棟整備しております。これは、中小企業によるものづくり産業を基幹産業とする大田区らしい取り組みです。最初の賃貸型工場アパートが建設されてから、来年で20年を迎えます。大田区が誇るものづくりネットワークの維持発展、集積を図るための施策の一つとして工場アパートは有効であり、今後も整備を推進していく必要があると考えます。しかし、工場アパートを整備していこうとして、単純に公共施設を建設することは、将来の人口数や人口構成の見通しを踏まえると慎重にせざるを得ません。そこで、工場アパート整備をさらに加速するため、民間の力をこれまで以上に活用していくことも一つの方策かと考えますが、今後の方針をお知らせください。

また、本区においては、ものづくり企業の維持集積を図るため、各種助成金、補助金が用意されております。そのうち、ものづくり工場立地助成制度についてお伺いたします。同制度は、区内での操業を希望し、ものづくりを担う事業者の立地や操業環境の整備を支援することを目的としております。具体的には、事業規模の拡張や高度化のために行う工場の新設や増設、区内から区内、区外から区内への移転などにかかる経費を一部助成するものです。限度額は1000万円ですが、対象経費の合計が500万円以上と下限も決まっております。この下限の条件を緩和し、使いやすくするべきと考えますが、区の方針をお知らせください。

また、ものづくり企業立地継続補助金についてもお伺いたします。同補助金事業は、区内におけるものづくり企業の立地継続を支援するため、区内中小企業者が実施する防音、防臭、防振等の操業環境の改善にかかる経費の一部を助成する事業で、東京都との連携事業です。同補助金には条件が設けられており、工業専用地域に立地する工場の改修については対象にならないとしています。今般、工場を取り巻く環境は大きく変わってきており、工業専用地域であっても操業環境の改善に迫られることがございます。ついては、同補助金を工業専用地域に立地する工場も対象とするよう条件の緩和を東京都に働きかけていただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

また、同補助金事業は、平成26年度から平成28年度までの3年間を予定しているのですが、その後も延長を継続するのかどうか見解をお示してください。区内のものづくり産業は、取引先の海外移転、後継者問題、工場数の減少、住工混在による操業環境の悪化等、多くの困難な課題に直面しております。本区におかれましては、厳しい経営環境の中で奮闘し、日本の産業の屋台骨を支えているものづくり企業の維持集積を図るため、ハード・ソフト両面にわたる支援のさらなる充実を図っていただきたいと要望いたします。

以上、子ども、青年、ものづくり企業を初めとした区民の皆様が輝き、さらに希望が持てる大田区となることを念願して質問を終わります。

## <回答>

### ▶ 鴨志田産業経済部長

私からは、産業経済費に関するご質問にお答えをいたします。

まず、研究開発企業等拠点整備助成事業の実績と今後の展開についてのご質問でございます。これまで区外企業7社、区内企業6社から本事業の活用について相談を受けるなど事業への高い関心をいただいておりますが、現時点では採択実績はございません。周知につきましては、区報や産業振興協会の広報誌への掲載に加え、各種の事業によります企業訪問、商談会など、様々な場面で取り組んでいるところでございます。今後も、研究開発企業等の立地や区外企業の誘致を促進させることで、中小ものづくり企業の集積に努めてまいります。

次に、工場アパートの建設に民間活力を活用していくことについてのご質問でございます。現在、民間企業等によります工場アパートの基盤施設整備を支援いたしますものづくり工場基盤施設整備支援事業を実施しております。この事業は、建築費の4分の1を補助するものでございます。民間の工場アパート建設は、区内中小ものづくり企業の集積の維持と良好な操業環境の実現に寄与するものと考えております。今後も、当該事業の利用促進を図るとともに、社会経済状況の変化を踏まえ、制度設計を検討しまして、民間工場アパートの建設支援を推進してまいります。

次に、ものづくり工場立地助成事業の対象経費にかかる下限の条件についてのご質問でございます。この制度は、工場などの建設や移転にかかる経費の一部を助成するものでございます。下限を500万円としておりますのは、助成金活用企業の長期的な事業継続を期待し、一定規模以上の立地事業や規模の拡大を想定していることによるものでございます。これまでに多くの企業が助成金を活用しまして、工場の拡張による操業環境の改善などの成果が出ているところでございます。今後も、より使いやすく効果の高い地域産業の活性化に貢献する事業としてまいります。

最後に、ものづくり企業立地継続補助金についてのご質問でございます。この補助金はものづくり企業の立地継続を支援することを目的とした事業で、住居の建設が認められておりません工業専用地域は原則的には補助の対象外となっております。ただし、他の用途地域と隣接し、操業環境改善の効果が高いと認められる工場は対象となる場合がございます。区は、区内ものづくり企業の操業環境改善は重要な課題であると考えており、今後も区の中小ものづくり企業の集積の維持向上が図れるよう必要な仕組みの構築に取り組んでまいります。私からは以上です。



## ▶ 中原福祉部長

私からは、奨学金について6点についてお答えいたします。

まず、マイナンバー制度の活用に関するご質問ですが、マイナンバー制度の目的の一つに区民の利便性の向上があります。この制度の導入に当たっては、現状では国の政省令や法改正の状況、個人情報保護委員会の審査等いくつかの条件が整備される必要があります。区といたしましては、こうした状況を的確に捉えつつ、今後検討をまいります。

次に、延滞金の利率についてのご質問ですが、現在の奨学金の延滞金利率については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、遅延損害金に適用される利率をもとに設定しております。今後、貸付金の延滞利率の変更については適切に判断してまいります。

次に、奨学金の返済を滞納する方に対する返還の猶予、減免に関してのご質問ですが、区では現在、返済開始の際に、返済開始のお知らせの通知を送付し、在学中であることやご病気等の理由で返済が難しい場合に猶予等ができる旨を周知しております。また、督促・催告状に借受人の現況等をお尋ねするアンケートを同封し、奨学生の状況を正確に把握するよう努めているところです。今後も、借受人の状況に応じた債権管理を実施してまいります。

次に、貸付金を返還できない場合の延滞金についてのご質問でございます。区の奨学金制度では、返還未済額に対して、返還開始から20年経過後に延滞金を賦課することとしております。しかし、公平性の観点から、たび重なる弁護士への催告にも応じず、支払いがない滞納者に対しては、20年を経過せずとも、元金及び延滞金を一括で請求するという措置をとっております。今後も適切な債権管理を行っていくよう努めてまいります。

次に、滞納者に対する督促、勧奨などを民間委託できないかのご質問ですが、区では、これまで督促、電話催告等の業務について、民間の債権回収業者に委託できないかを検討した経過がございます。その結果、弁護士に委託することとし、平成24年度から委託を開始しております。現在は、数年間滞納を続けて、一度も返済がないといったケースから順次弁護士に委託しており、成果を上げております。今後も早いタイミングでの対応を心がけ、弁護士委託による債権管理を継続してまいります。

最後に、奨学生本人との面談と返還の意識づけについてのご質問ですが、円滑な返済を行っていくためには、まず、奨学生本人に返済に対する意識をしっかりと持っていただくことが大切であると認識しております。現在、区では、貸し付けを開始する際に「奨学生手帳」という案内冊子をお渡しし、返済の仕方、滞納に対する取り扱い等を周知し、円滑な返済ができるよう促しているところです。今後は、返済開始時においても返済に関して

の意識づけの強化を図り、適切な債権管理の一層の実現を目指してまいります。私からは以上でございます。

## ▶松本教育総務部長

私からは、4点についてお答えをいたします。

安全教育プログラムの内容と、そのプログラムによって得られた成果についてのご質問にお答えをします。安全教育プログラムは、子どもたちの生活安全、交通安全、災害安全を目指し、児童・生徒が危険を回避するために身につける力を示すとともに、指導を進めるための全体計画及び年間指導計画、必ず指導する基本的事項、適切な機会の提供、改善につなげる評価等を示して、教職員の理解を図り、学校における安全教育を推進するものでございます。成果といたしましては、第1に、安全教育で身につける力や指導内容、指導方法等を全教職員が共通認識を持って指導できるようになりました。第2に、必ず指導する基本的事項に基づいた指導によって、子どもの安全に関する知識や行動の仕方などの意識が高まっております。さらに、危険を予測し回避する行動をとることができるようになっております。

次に、区における各種訓練を実施する職員の範囲などについてのご質問にお答えします。学校における防災訓練や避難訓練等は、基本的には全教職員で行うことになっております。また、内容等の徹底につきましては、職員会議や打ち合わせの時間で行い、マニュアル等の改善等につきましては、適宜検討し、校長の判断のもと改善を図っております。さらに、これらの内容につきましては、地域教育連絡協議会や学校避難所運営協議会等で示すとともに、各種訓練を地域住民、PTA、消防団、消防署、特別出張所などと連携して行っている学校もございます。

次に、SPSの取り組みを校長会や研修会で紹介すること、今後の展望についてのご質問でございます。安全教育の充実は大変重要なものであると認識をしております。今後とも、校長会や研修会等において、安全教育プログラムの徹底やSPSの取り組みなどの先進的な事例を紹介してまいります。さらに、平成28年度には全ての区立学校が学校防災活動拠点となることを踏まえ、各学校が地域や関係機関と連携して、安全・安心な学校づくりを一層推進してまいります。

最後に、放課後子ども教室で災害が発生した場合の対応についてのご質問でございます。災害時の安全対策につきましては、学校で定める計画、マニュアル等を基本に、学校と教

育総務課、運営事業者の三者で十分な協議を行い、連絡体制や安全対策をきめ細かく定めております。運営事業者に対しては、おおた放課後子ども教室安全管理指針の遵守、放課後ひろば（子ども教室）安全の手引きに基づく対応を義務づけております。さらに、児童も参加した避難訓練を行い、いざというときの行動について定着を図っております。今後とも、児童の災害時の安全確保について、連携を密にして事業を推進してまいります。私から以上でございます。